

令和3年度 第2回 大和郡山市自治基本条例検証委員会

①開催日時

令和3年11月1日（月） 午後2時～午後3時

②開催場所

大和郡山市役所 2階 200会議室

③出席者

浅田尚紀委員長、植村俊博委員、飯島敬子委員、亀岡静代委員、川端章代委員
石間彰委員、氏原靖夫委員、小倉直人委員、中尾誠人委員、田中浩委員

以上10名

④次第

1. 開会
2. 第1回検証委員会の意見・質問等について
3. 第1回検証委員会後の意見・質問等について
4. 大和郡山市自治基本条例 答申書（案）について
5. その他
6. 閉会

⑤議事

○事務局

本日はご多忙の中、御参集いただきまして、誠にありがとうございます。それでは、ただいまより、令和3年度、第2回大和郡山市自治基本条例検証委員会を開催させていただきます。

まず最初に、本日の会議資料を確認させていただきます。まず次第でございます。続きまして、資料1が本日の委員様の名簿でございます。資料2の1、第1回、この前の自治基本条例検証委員会でいただいた御意見をまとめたものでございます。資料2の2といたしまして、この前の委員会後に御意見いただいたところをまとめた資料でございます。それと、別紙1、別紙2、A4の紙2枚です。それと、資料3といたし

ましては、ホチキスで留めました自治基本条例の検証結果についてということで、案を資料3として御用意しております。おそろいでしょうか。

それでは、早速でございますが、ここからは自治基本条例検証委員会の運営要綱第6条、第2項の規程に基づきまして、A委員長に議事の進行をお任せしたいと思います。委員長、どうぞよろしく願いいたします。

○A委員長 皆さん、こんにちは。それでは次第に沿って進めてまいります。

議題2、第1回検証委員会の意見、質問等についてでございます。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 そうしましたら、事務局から御説明させていただきます。

資料の2の1をお出してください。こちらは前回、第1回の会議の中で御意見いただきましたこと、御議論いただきましたところをまとめております。送付した資料から文字等を修正しているところはございますが、大きく変更はございませんのでご了承ください。

1つ目、新たに条例を策定している団体では地域コミュニティについて触れられているが、本市の自治基本条例、解説書ともに十分対応できているかという御意見、御質問がございました。議論、方針としまして、条例では、第25条市民公益活動の推進、第26条協働及び参画の推進において記述しております。ただし、市民公益活動の推進については、逐条解説書において、一部修正、加筆を加えさせていただきます。

2つ目、経済を支える中小企業についての記述が見受けられない。昭和工業団地を含め、事業所は経済活動だけでなく、社員教育としての人格づくりや、イベントを通じての子どもたちへの教育に関わっているので、企業や事業所に関しての内容は詳しくしてほしいという御意見をいただきました。それに対しまして、企業、事業所について、条例の構成としては第2条の定義に含まれておりますが、御意見を参考に、企業・事業所について解説書の説明を、一部修正、加筆させていただきます。

続きまして、自治基本条例は条例ということもあり、分かりにくい表現になっている。中学生や高校生など、地域の子どもたちにも自治基本条例の理解が進むような工夫が必要であるという御意見をいただきまして、現在の解説書を基に、分かりやすく、親しみの持てる、平易な言葉で記載された資料などの作成を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、自治会活動や防災について、他市で修正等があるが、行政が市民から離

れていると思う。24年に作った条例のままでよいかという御意見がございました。それに対しましては、比較的、大和郡山市では自治会活動が盛んであるということと、防災に関しては、第6条の市民の責務や第24条の危機管理において、市民、市の取り組みが明記されており、現在のところ、修正の必要はないと考えております。ただし、防災への市民の意識の変化が見られることから、解説書においては、より詳しい説明を加えさせていただきます。

最後に、前文に、デジタルを活用し、自助・共助・公助が機能し、徒歩圏内で全ての物事、生活が完結するまちを目指すとの内容を追記するという御意見をいただきましたが、前文については、歴史・文化・自然との調和を図り、平和で夢や希望に満ちたまちづくりを進めるという思いを掲げ、条例を策定するための基本姿勢、考え方を示しておりますので、個別具体的な政策については、少し前文にはなじまないという御議論をさせていただいたと思っております。

資料2の1については以上でございます。

○A委員長 ありがとうございます。

ただいま、説明いただきました内容につきまして、皆様から、何か御意見、御質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。前回、御議論いただいた内容、今回、ペーパーで整理いただきましたので、よろしければ次へ参ります。

議題3、前回検証委員会後の意見、質問等についてでございます。事務局から説明をお願いします。

○事務局 前回の委員会後、今月の14日までにいただいた御意見でございます。資料2の2を御覧ください。

B委員より、自治基本条例を制定することに有効な効果は何かという御質問をいただきました。自治の基本ルールを定めることにより、自分たちのまちに誇りを持ち、主体的に市政へ参加、参画する意識の向上を図れるものと考えておりますという御回答をさせていただきたいと思っております。

○B委員 ありがとうございます。

○事務局 続きまして、もう1点、B委員より、自治基本条例には総合計画に関する記述があるが、総合計画の中に自治基本条例に関する記述がない。総合計画に掲げる政策目標に対して進捗整理はどうなっているのか、また、同様に行政評価についてどのよ

うな進捗管理を行っているのかと御質問をいただきました。

この件に関しまして、総合計画に自治基本条例についての記述を加えることについては、次回の総合計画の策定時に検討させていただきたい内容と考えております。総合計画の進捗管理につきましては、計画期間である5年ごとに政策評価シートを作成し、次期計画の政策策定に向けて精査しているところでございます。また、まち・ひと・しごと総合戦略について行政評価指標を設定し、外部有識者等を含めた検証機関において、目標数値達成に向けての検証を行っております。

こちらに関しては以上でございます。

○B委員 ありがとうございます。

○事務局 続きまして、C委員とB委員より御質問をいただいております。当条例の成果とはどのようなものがあるのか、また、条例を制定したことの効果や変化、また、どのような取組みがあるかということでございます。

この件に関しましては、別紙1、別紙2を御覧いただけますでしょうか。自治基本条例を定めたことによって、いろいろな効果や変化が起こっているところでございますが、主なものとしまして、新たに、市民が参加して作成する計画等を挙げております。最初の5つは、平成24年度以降、当初から作成されたものも一緒に記載しておりますが、中段の水道ビジョン以降、新たに28年度以降から策定された主な計画を挙げております。老人福祉計画及び第7期介護保険事業計画は、2名の公募委員の方に参加いただいております。男女共同参画基本計画第3期改訂版は、3名の公募委員の方に参加いただいております。地域福祉計画、地域福祉活動計画は、2名の公募委員の方に参加いただいております。第4次総合計画、後期基本計画は、17名の公募委員の方に参加いただきました。高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画は、2名の公募委員の方に参加いただきました。多くの計画に公募委員の方に参加いただいております。

また、その計画を策定するに当たりまして、審議会等を開催しておりますが、その開催の状況を次の表でまとめております。平成28年度以降から、28年が6件、29年が9件、平成30年が6件、平成31年は10件、令和2年は7件、開催しております。

続きまして、自治基本条例の理念の下に制定した条例や制度には何があるかということにつきましては、28年度以降、犯罪被害者等支援条例の制定、大和郡山市男女共同参画推進条例の制定、大和郡山市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱、続きまして大和郡山市情報公開条例の一部改正などがございます。

ページをめくっていただきまして、別紙2でございます。こちらは基本条例ができて、市民と市が協働して実施している取組みを挙げております。28年以降の、新たな取組みを御紹介させていただきます。

「自主防災組織」と「消防団」防災のつどいでございます。これは、自治会と地域の消防団が防災について連携するための事業で、危機管理について、自助、共助の取組みを進めていくものでございます。

市民とのFacebook共同運営事業です。こちらは、市民の方にフォトライターになっていただき、大和郡山市の観光や行事、店舗等を、市民の目線で発信していただく事業でございます。

続きまして、リノベーションまちづくり事業、こちらは、新たな産業の創出に必要な企業者の育成を図り、空き家を活用した開業により、まちのにぎわいを再生することを目指す、官民連携の取組みでございます。

続きまして、高齢者移動支援事業、矢田地区の小中学校校区を単位といたしまして、地域住民や団体が主体となって、高齢者の地域活動や社会参加、通院や買い物等の支援のため、高齢者を無償で送迎する事業でございます。

続きまして、公民連携買い物支援ネットワーク事業、こちらは公共交通空白地域における徒歩買い物圏外の自治会等と移動販売を行う民間事業者を橋渡しし、徒歩圏での買い物支援を行う事業の試験事業に取り組んでおります。

続きまして、英語で発信！大和郡山観光スポット事業でございます。市内の中学校の生徒会及び有志の生徒たちが、各校区の名所、旧跡、特産物などを英語で紹介する動画を作成しております。自分たちで工夫を凝らして、各校区の魅力を発信する取組みでございます。

送付した資料には漏れておりますが、追加させていただいた事業としまして、「無名橋から夢名橋へ」という事業で、市内にある名前がついていない橋に、小学校の子どもたちに橋の名付け親になってもらい、まちに対する誇りを子どもたちの頃から育む事業に取り組んでいます。

以上が新たに自治基本条例ができたことによる効果として挙げさせていただく取組み等でございます。

○事務局 続きまして、最後の御質問、2の2に戻っていただきまして、自治基本条例とは何かの説明が必要ではないか、また、制定の経緯や検証の経緯を記載するべきでは

ないかという御意見をB委員からいただいております。この御意見に関しましては、逐条解説書に、ご指摘いただいた説明等を記載することを検討できますので、逐条解説書に自治基本条例の意義と制定の背景、また制定の経緯を追記したいと考えております。

○B委員 ありがとうございます。

○事務局 資料2の2については以上でございます。

○A委員長 ありがとうございます。

ただいま、説明いただきました資料2の2につきまして、何か御意見、御質問はございますでしょうか。

○C委員 質問ではないんですが、ただいま、事務局から御説明いただきました、市と市民が協働して事業をしている、高齢者移動支援事業（矢田地区）について、今後、免許返納等で高齢者の移動が難しくなっていくということが、さらに増えていくと思います。そういった中で、すばらしい事業だなと思うと同時に、私、九条ヶ丘に住んでおまして、九条ヶ丘も非常に交通が不便なところですので、矢田地区に続いて九条ヶ丘、ほかにもそういう不便なところがあると思うので、随時、増やしていただけたら、すごくありがたいなと個人的に思う次第でございます。

○A委員長 ありがとうございます。

○D委員 今、C委員から御意見いただきましたが、現在、試験的に、矢田の城ヶ丘団地で行っているところで、様々な課題や問題点が見つかってくると思いますので、矢田地区でうまくいった場合は、その後、順番に希望される地区に広げていく、そう考えております。ただ、有償ボランティアの皆様を見つけるのに苦労しているみたいですね。皆さん、やはり人を乗せて運転するのは、もし何かあったらとの思いもあり、その辺りが課題と考えております。

以上です。

○C委員 ありがとうございます。

○A委員長 ほかに何か御意見ございますか。

○E委員 すみません、私からも。ちょっと感想も入りますが、私、このまちで商いをさせていただいている身でございます。こちらに書いてありますリノベーションまちづくり事業、最近、いろんなところで耳にし、目に入ることが多くなってきました。こういった取組みは非常にありがたいと思っています。まちが大変にぎやかになるとい

うことは、商売をさせてもらってる身としては非常にありがたいですし、いろいろテレビのニュース等でもやっています空き家、空き店舗が減っていく大和郡山というのは非常にありがたい。それはいいことだと思いますので、ぜひともこういうことは、市と市民、互いに協力し合って、これからもっと前に進んでいくということを非常に期待したいと思います。もしこれが議事録に残るようでしたら、一言入れてほしいなと思って、よろしくお願いします。

○A委員長 ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

○B委員 一言申し上げますが、こういうことをしています、協働でやっています、新たな取り組みをしています。公募されてるということは非常にいいことだと思うし、一応ルールどおりそうされてるんだけど、個人的な感想でもいいので、これはうまくいかなかったということやこの公募委員、失敗だったということはありませんか。

いいことばかりでもないと思いますし、やはり行政として責任持ってやっていかなければならないという中で、一応ルールだから公募委員募るのだけれど、これは少しやり過ぎたなとか、これは逆に非常にうまくいったというようなことはありますか。

○A委員長 どうぞ。

○事務局 自治基本条例を制定するときにはかなりの数の公募委員の方に参加いただいて、最初は人数を絞ろうと考えたんですが、思いのある方全員を受け入れるという方向で進めました。ただ、やはり、あまりにも人数が多過ぎて、いろいろな意見が錯綜してしまい、期間も当初の期間より延びてしまっていて、まとまりがつきにくかったなと思います。ある程度の人数であるとか、条例であれば作成に何年かけるかということをもっと最初からきちんと設定すべきであったかと、反省点として思っています。

○B委員 ということは、おおむね、一応うまくいってるという受け取りでいいんですかね。

○事務局 はい。

○B委員 それでしたら、一応こういうことしましたという記録残るとは思いますが、今の話も含めて、今後も公募委員の人数については検討したり、おおむね、全般的にうまくいってると捉えてるとか、何かそういう言葉があってもいいんじゃないですかね。

○A委員長 ほかにございますでしょうか。

今回、別紙1、2という形で提示いただいたので、ある意味で可視化できたんじゃないかな

いかなと思います。やはり、条例を作成して、その後どうなったかというのが、こういう形できちんと出てくるというのは非常によろしいかと思います。ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

特にないようでしたら、次の第4に参ります。大和郡山市自治基本条例答申書（案）についてでございます。

○事務局 続きまして、資料3を御覧いただけますでしょうか。資料3は、本日の自治基本条例検証委員会の答申案という形で作成をさせていただいております。あくまで案ということで、お聞きいただけたらと思います。

まずページめくっていただきまして、1ページ、初めにというところは、自治基本条例とは何かというところの基本的な御説明と、このたびのこの検証についての説明をさせていただいているところでございます。

続きまして、2番の自治基本条例の検証につきましては、検証を行う根拠でありますとか、本委員会の説明、また、どのように検証を行ってきたかということにつきまして記載をしております。

ページをめくっていただきまして、2ページになります。こちらは検証結果についてということで、①自治基本条例の検討及び見直しについてでございます。こちらは、前回の御議論等を受けまして、結論としましては、条例については変更や修正の必要はないとさせていただいております。理由としましては、地域コミュニティーの在り方や危機管理への意識に変化は見られますが、それらに対する条項は既に整備されていること、また、地方自治に関する普遍的な価値感や仕組みには大きな変化が見られなかったことなど、現在の社会情勢に照らして、適切に表現されているということでございます。

②自治基本条例の効果についてでございます。こちらは、今回の先ほどの御議論の中身でございます。アが先ほどの市の重要な計画についての計画等を挙げさせていただいております。内容は先ほどと同じものを挙げさせていただいております。

3ページを見ていただきますと、3ページも、先ほどの計画等の審議会において、公募委員に入らせていただいている審議会が何回開催されたかを記載させていただいております。

続きまして、イ、こちら先ほどの内容でございまして、自治基本条例の理念を基に

制定した条例や制度等を挙げさせていただいております。内容は先ほどと同じでございます。

ウは市民と協働して実施してる施策について挙げさせていただいております。こちら先ほどの別紙2で御説明させていただいたところでございます。

ページをめくっていただきまして、4ページになります。こちらは、真ん中辺りから、特徴的な事業について、御説明を入れさせていただいております。全てではございませんが、まちづくりアイデアサポート事業のこと、また、「自主防災組織」と「消防団」防災のつどいのこと、リノベーションまちづくり事業のこと、高齢者移動支援事業のことなどの御説明を加えさせていただいております。

続きまして、5ページ、③自治基本条例検証委員会からの意見についてでございます。こちらは、前回の御意見、そして、それ以降にいただきました御意見について記述させていただいております。

アは、中段辺りですけども、本条例については、条例ということもあって、逐条解説書も含めて難解な言葉が多く見られる。これを分かりやすく親しみやすい平易な言葉で、誰もが理解できるような別の資料を作成すべきではという御意見、御指摘をいただいております。それにつきまして、今後、そういった資料を作成することと、学校や地域と連携して、学校等で自治基本条例を学ぶことができるような環境整備を進めていくことを求めるという形で意見を書かせていただいております。

続きまして、イは、地域コミュニティの活動について御意見をいただきましたので、その件について書かせていただいております。

ウにつきましては、企業や事業所の経済活動のこと、また、地域の活動団体としての企業や事業所についての意義についても触れていただきましたので、その件について記述をしております。

エは、委員会後にいただきました逐条解説書に、本条例の意義、策定の経緯を加えるというところを意見として入れさせていただいております。

この、ア、イ、ウ、エを受けまして、④自治基本条例逐条解説書の修正ということで、前回御議論いただきました、青年・成人年齢の引下げでありますとか、7ページの危機管理のところ、8ページの市民公益活動のところ、また、9ページのパブリックコメント制度を入れさせていただいたところなどは、前回、お話しさせていただいたところでございます。

10ページに参りまして、こちらが後からいただいた御意見で、逐条解説書に自治基本条例の意味、また、背景、経緯を加えさせていただきたいと考えております。

11ページ、最後にまとめでございます。こちらは本委員会において、どのように検証を行ったかの過程でありますとか、その結果、条例について見直しの必要はなかったとの結論、また、委員会での御意見としまして、分かりにくい難しい言葉が使われているとの指摘や市民と共有するための工夫が必要との指摘を受けまして、分かりやすく親しみのある資料等を作成すること、そういった御意見をまとめさせていただきまして、こちらに記載させていただいております。

以降のページは参考資料でございます。

以上、こちらから答申案として御説明させていただきました。以上でございます。

○A委員長 ありがとうございます。

ただいま説明いただきました答申案について、皆様から御意見等ございましたらお願いいたします。

○B委員 2つあるんですけど、1つは、送っていただいたものの誤字かと、空き家の話のところなんですけど、「新たな産業の創出に必要な企業者の育成を図り、空き家を活用した開業により、まちのにぎわいを再生することを目指す官民連携」と、あるんですけど、この空き家を活用した開業でいいのですか。空き家を活用した店舗の対応とか、何か会社の設立とか、何かそういう言葉が必要かなと思います。「新たな産業の創出に必要な企業者の育成を図り、空き家を活用した開業により、まちのにぎわいを再生する」というの、「新たな産業の創出に必要な企業者の育成を図り、空き家を活用した店舗の開業などにより、まちのにぎわいを再生する」のほうがどうかと。これは意見です。そちらの判断にお任せいたします。

○事務局 はい。

○B委員 もう一つは10ページなんですけど、これ、逐条解説書に載る分ということで、(2)の一番下、奈良県内では大和郡山市を含めて9市町が制定しています、ですけど、また5年間いくと思いますので、2021年10月現在とか、括弧付きであってもいいかなと思います。これもお任せします。

○事務局 おっしゃっていただくところで、まず4ページ、事務局としましては、活用した店舗等の開業でも構わないかと思っております。

○D委員 今の御意見ですけども、確かに、空き家を活用した開業というよりは空き家を

活用した新しい店舗などを入れたほうが、リニューアルであるとかリノベーションの
感じで分かりやすいので、そうしていただけたらと思います。

○事務局 わかりました。

○D委員 10ページにつきましても、B委員がおっしゃられたように、こういう資料に載
せるときには、いつ現在というのは入れといたほうが良いと思います。

○事務局 わかりました。

○A委員長 ほかに何かお気づきの点、ございますでしょうか。

○F委員 1ページ目の「2. 自治基本条例の検証について」は、最初のものと同じフォ
ントになりますよね。

○事務局 はい。わかりました。

○A委員長 ほかにございますでしょうか。

○B委員 先ほども申し上げたことですが、成果があるという話は、提案ですが、
この2ページの②の2行の後、平成24年4月、市民のまちづくりに参加、参画という
視点を中心に検証した結果、次のような効果がありました。この辺りで、どうですか
ね、それぞれ公募委員の活躍もあり、また、多かったこともあり、その辺り非常に成
果があったなど、簡単に入れられたらどうか。これも意見ですんで、もうお任せ
しますけど。

○A委員長 ただいまのところでいかがですか。御意見ございますか。

○D委員 こちら側には、検証した結果、次のような効果がありましたということで、ア
に書いてるんですけども、少し効果の書き方としては不十分かと思っておりますので、市民
の方に御参画いただいて、いろんな御意見をいただいて、反映、もしくは反映させず
とも行政運営の参考にさせていただいたということで、もう少し詳しく述べたほうが
良いと思います。

○A委員長 ありがとうございます。

○B委員 いいですか。

○A委員長 どうぞ。

○B委員 これは議事録ではないのかもしれませんが、11ページで、まとめの一番下から
4行目、誰もが理解できるような表現を使った別の資料等の検討を求めますというこ
とで、作られるのではと思ってるんですけど、いつ頃、目標とかあるのですか。

○事務局 ここに関しましては、今回の自治基本条例の検証そのものではなくて、今後、

今回のことが終わった後に、来年度以降どこかで考えていきたいというところで、すみません、今のところ、そのめど等はお示しできる状況ではございません。

○B委員 なるほど。分かりました。

当然、条文は変わらないと。逐条解説書は、多分、改訂版がそのうち出ると、それはちょっと参考にいただきたいということと、この別の資料が出てきたら参考にいただきたいというお願いです。

○事務局 はい。

○A委員長 ありがとうございます。

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

皆さん、丁寧に見ていただきましてありがとうございます。今回、ただいまのところ、何点が修正をいただきましたので、修正案に対する事務局の回答も踏まえまして、対応については、委員長と事務局で相談して、最後、まとめたいと思います。その内容は皆さんにもお送りしたいと思ってます。そういう形で進めてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○A委員長 ありがとうございます。

それでは、次に進みますが、その他でございますね。

○事務局 今後のスケジュールなのですが、先ほど、委員長がおっしゃっていただきましたので、事務局と委員長で答申案を修正し、取りまとめたいと思っております。急いで取りまとめまして、皆様に送付し、その後、答申書を市長に提出したいと考えております。

以上でございます。

○A委員長 ありがとうございます。

それでは、本日用意いたしました議事は以上でございますが、これで終わってよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○A委員長 御協力ありがとうございました。皆さん、熱心に御議論いただきまして、この委員会の成果があったと思います。どうもありがとうございました。